

第 3 章 職業生活と家庭生活との両立の推進

第 1 節 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

1 (*1)仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発

【現状と課題】

男性も女性も、仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる「仕事と生活の調和」は、男女共同参画社会の実現にとって重要なことですが、本県においては、未だ性別による役割分担意識が残っていることから、「職業生活と家庭生活との両立」に向けた意識の啓発が求められています。

【具体的施策】

情報誌やメディアを活用し、「仕事と生活の調和」をめざして実践している個人や事業所の取組について紹介するなどの広報・啓発を行います。

(男女参画・県民協働課)

「仕事と生活の調和」をはじめ、地域が抱える様々な課題の解決に向け、男女共同参画推進員やアドバイザーが行う啓発活動を支援します。

(男女参画・県民協働課)

2 (*2)次世代育成支援対策推進法等の関係制度等に関する広報・啓発

【現状と課題】

県ホームページなどにおいて、次世代育成支援対策推進法等の関係制度について広報等を行っています。

(*1)仕事と生活の調和

ワーク・ライフ・バランス。
個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。

(*2)次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律。

【具体的施策】

引き続き、国と連携して、県ホームページなどを利用して、次世代育成支援対策推進法等の関係制度及び(*1)一般事業主行動計画について広報・啓発を行います。

(こども未来課)

3 男性の育児参画の推進

【現状と課題】

諸調査・研究によると、男性の家事・育児分担度が高い家庭では、母親の育児不安を和らげ、特に第2子以降の出産に影響するとともに、女性の継続就業割合が高いと言われています。しかしながら、男性の家事・育児時間の平均は1日60分未満、また、子育て世代の男性の4人に1人は労働時間が週60時間以上という現状となっています。平成21年5月に実施した「長崎県少子化問題基礎調査」においても、理想の子ども数と実際の子ども数が少ない理由について、「子育てのための精神的・肉体的負担が大きいため」「子育てを手助けしてくれる人がいないから」という女性の回答が多く、女性の負担感を軽減するため、男性の育児参画が求められています。

【具体的施策】

男性の育児参画など、子育てと仕事の両立支援に先駆的な取組を行う中小企業を支援するとともに、取組の内容を広く周知することにより、機運の醸成を図ります。

(こども未来課)

(*1)一般事業主行動計画

労働者が仕事と子育てを両立させることができるよう、事業主が策定する次世代育成支援対策のための行動計画。

現在、301人以上の企業に策定義務があるが、法改正により、平成23年4月1日から101人以上の企業に拡大される。

4 企業の情報の収集提供等

【現状と課題】

仕事と子育てが両立できる環境を整備することは、従業員の労働意欲や生産性の向上につながるものと考えられます。企業の自主的な取組を促進させるため、仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業等の好事例の情報を収集提供することで、社会全体で子育てを支える意識を啓発していくことが重要です。

【具体的施策】

次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定・届出している企業・事業所など子育てと仕事の両立支援に取り組む企業を、県のホームページなどで紹介します。

(こども未来課)

5 企業の取組への支援

【現状と課題】

働く人が、仕事時間と仕事以外の生活時間のバランスがとれる多様な働き方が選択できるように、「働き方の見直し」のための環境整備等を行う必要があります。

【具体的施策】

「(*1)家庭にやさしい職場づくり支援事業」を行い、労働法規や就業規則に関するセミナーの開催、就業規則の作成と改正に取り組む事業所に対するアドバイザー派遣や助成事業を行うことにより、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりに努めます。

(雇用労政課)

(*1)家庭にやさしい職場
育児・介護等家族的責任を有する
男女労働者に配慮した雇用管理を
行う事業所のこと。

子育てと仕事の両立に対する事業主の意識を高めるため、子育てしやすい職場環境の実現に取り組む企業を支援し、その成果を他の企業に広めます。
(こども未来課)

子どもの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動「ココロねっこ運動」について、企業等において、社員の地域参画や子育てしやすい職場環境づくりの推進など運動の取組を推進・実践していただくための調整役として「ココロねっこ推進担当員」の配置を促進します。

[第6章第1節より再掲]
(こども未来課)

【数値目標】

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
雇用者の育児や介護を支援するための制度の充実に努める事業所数	H20	1,296 事業所	H26	1,900 事業所

6 仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価することの促進

【現状と課題】

社会全体で子育てを支援する気運を醸成するため実施している「ながさき子育て支援表彰」において、子育てしやすい職場環境づくりが顕著な企業を表彰しています。

【具体的施策】

引き続き、「ながさき子育て支援表彰」を実施し、子育てと仕事の両立を実現している企業を社会的に評価し、取組を促進します。

(こども未来課)

第 2 節 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【現状と課題】

景気の動向に大きな影響を受けやすい中小企業においては、経営基盤の安定が最優先となり、大企業に比べて、就業規則の改正に迅速に対応することが難しいのが現状です。子育て期の女性の労働力確保のために、女性がその能力を十分に発揮して働くことのできる環境の整備に努め、ひいては男女ともに働きやすい環境づくりを進めることが重要な課題となっています。

【具体的施策】

育児・介護休業者が職場復帰しやすい職場環境に改善していくため、就業規則の作成と改正に関するパンフレットを作成して啓発を行うとともに、長崎労働局と連携し、ホームページや労使を対象とした労働セミナーを活用して、仕事と生活の調和の取れた働き方ができる環境づくりを推進する広報活動や各種助成制度等の周知に努めてまいります。

(雇用労政課)

保育所、認定こども園、幼稚園の預かり保育など多様な保育による量的なサービスの拡充を図ります。また、一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業の充実により多様な需要に対応するなど、地域の実情に応じた保育サービスの充実を図ります。

[第 2 章第 1 節 - 2 より再掲]
(こども未来課)

共働き等の家庭の支援のため、そのニーズに応じた「放課後児童クラブ」の充実と設置を促進します。

[第 2 章第 1 節 - 3 より再掲]
(こども未来課)

【数値目標】

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
一時預かり実施施設数 [再掲]	H21	316 か所	H26	332 か所
病児・病後児保育実施施設数 [再掲]	H21	27 か所	H26	36 か所
放課後児童クラブの設置数 [再掲]	H21	256 クラブ	H26	325 クラブ